全国健康保険協会定款の一部変更について

全国健康保険協会定款中の別表 2、別表 3、別表 4 (1)、別表 5 及び別表 6 を次のように変更する。

別表2 (第37条及び第39条関係)

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北 海 道	10.41%	3. 43%	6. 98%
青 森 県	9.88%	3. 43%	6.45%
岩 手 県	9.77%	3. 43%	6. 34%
宮 城 県	10.06%	3. 43%	6.63%
秋 田 県	10.25%	3. 43%	6.82%
山 形 県	10.05%	3. 43%	6.62%
福島県	9. 71%	3. 43%	6. 28%
茨 城 県	9.77%	3. 43%	6.34%
栃木県	9.88%	3. 43%	6.45%
群馬県	9.77%	3. 43%	6.34%
埼 玉 県	9.81%	3. 43%	6.38%
千 葉 県	9.75%	3. 43%	6. 32%
東京都	9.87%	3. 43%	6. 44%
神奈川県	9. 93%	3. 43%	6.50%
新潟県	9. 58%	3. 43%	6.15%
富山県	9. 59%	3. 43%	6.16%
石 川 県	10.01%	3. 43%	6. 58%
福 井 県	9. 95%	3. 43%	6. 52%
山 梨 県	9.81%	3. 43%	6.38%
長 野 県	9.70%	3. 43%	6. 27%
岐 阜 県	9. 92%	3. 43%	6.49%
静岡県	9. 73%	3. 43%	6.30%
愛 知 県	9.88%	3. 43%	6. 45%
三 重 県	9.77%	3. 43%	6. 34%
滋賀県	9. 79%	3. 43%	6.36%
京 都 府	10.03%	3. 43%	6.60%

大 阪 府	10.22%	3. 43%	6. 79%
兵 庫 県	10.14%	3. 43%	6.71%
奈 良 県	10.14%	3. 43%	6.71%
和歌山県	10.14%	3. 43%	6.71%
鳥取県	9.99%	3. 43%	6.56%
島根県	10.15%	3. 43%	6.72%
岡山県	10.17%	3. 43%	6. 74%
広島県	10.01%	3. 43%	6. 58%
山 口 県	10.20%	3. 43%	6.77%
徳島県	10.28%	3. 43%	6.85%
香 川 県	10.34%	3. 43%	6. 91%
愛 媛 県	10.07%	3. 43%	6.64%
高 知 県	10.30%	3. 43%	6.87%
福岡県	10.32%	3. 43%	6.89%
佐 賀 県	10.73%	3. 43%	7.30%
長 崎 県	10.22%	3. 43%	6.79%
熊本県	10.33%	3. 43%	6.90%
大 分 県	10.17%	3. 43%	6.74%
宮崎県	9. 91%	3. 43%	6.48%
鹿児島県	10.25%	3. 43%	6.82%
沖縄県	9. 97%	3. 43%	6. 54%

別表3 (第40条関係)

介護保険料率	
1. 79%	

別表4 (第41条関係)

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日	日雇特例被保険者	当該被保険者の負	当該被保険者を使用する
額の等級	に関する保険料額	担すべき額	事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円
第2級	670円	255円	415円
第3級	880円	3 3 5 円	545円
第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,340円	515円	825円
第6級	1,650円	630円	1,020円
第7級	2,040円	780円	1,260円
第8級	2,420円	925円	1, 495円
第9級	2,810円	1,075円	1,735円
第10級	3,270円	1,250円	2,020円
第11級	3,810円	1,455円	2,355円

別表5 (第52条及び第54条関係)

	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	2. 79%	6.81%	1. 05%
疾病任意継続被 保険者	9. 93%	9.60%	2. 79%	6.81%	0.33%
後期高齢者医療 の被保険者等で ある被保険者		_	_		0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	1	- 1	1	0.33%

別表6 (第55条関係)

介護保険料率	
1. 77%	

附則

- 1 この変更は、令和2年3月1日から施行する。ただし、別表4(1)の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表 2、別表 3、別表 5 及び別表 6 の規定は、令和 2 年 3 月以後分の保険料額 に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第 3 条第 4 項及び船保法第 2 条第 2 項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険 料率については、なお従前の例による。
- 3 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、令和2年3月分から令和4年2月分まで(疾病任意継続被保険者にあっては、令和2年4月分から令和4年3月分まで)の間、0.50%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.50%を控除した率」と読み替えるものとする。

全国健康保険協会定款新旧対照表(改正部分のみ)

変 更 案					現 行			
別表2(第37条及び	別表2(第37条及び第39条関係)				別表2(第37条及び第39条関係)			
都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率		都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北 海 道	10.41%	3. 43%	6. 98%		北 海 道	10. 31%	3. 51%	6. 80%
青森県	9.88%	3. 43%	6. 45%		青森県	9.87%	3. 51%	6. 36%
岩 手 県	9. 77%	3. 43%	6. 34%		岩 手 県	9.80%	3. 51%	6. 29%
宮城県	10.06%	3. 43%	6. 63%		宮 城 県	10.10%	<u>3. 51%</u>	6. 59%
秋 田 県	10. 25%	3. 43%	6. 82%		秋 田 県	10.14%	3. 51%	6. 63%
山 形 県	10.05%	3. 43%	6. 62%		山 形 県	10.03%	3. 51%	6. 52%
福島県	9. 71%	3. 43%	6. 28%		福島県	9. 74%	3. 51%	6. 23%
茨 城 県	9. 77%	3. 43%	6. 34%		茨 城 県	9.84%	<u>3. 51%</u>	6. 33%
栃木県	9.88%	<u>3.43%</u>	6. 45%		栃木県	9. 92%	<u>3. 51%</u>	6. 41%
群馬県	9.77%	<u>3.43%</u>	6. 34%		群 馬 県	9.84%	<u>3. 51%</u>	6. 33%
埼 玉 県	9.81%	3. 43%	6. 38%		埼 玉 県	9. 79%	<u>3. 51%</u>	6. 28%
千 葉 県	9. 75%	<u>3.43%</u>	6. 32%		千 葉 県	9.81%	<u>3. 51%</u>	6. 30%
東京都	9.87%	<u>3.43%</u>	6. 44%		東京都	9. 90%	<u>3. 51%</u>	6. 39%
神奈川県	9. 93%	<u>3.43%</u>	6. 50%		神奈川県	9. 91%	<u>3. 51%</u>	6. 40%
新潟県	9. 58%	3. 43%	6. 15%		新 潟 県	9. 63%	<u>3. 51%</u>	6. 12%
富山県	9. 59%	3. 43%	6. 16%		富山県	9. 71%	<u>3. 51%</u>	6. 20%
石 川 県	10.01%	3. 43%	6. 58%		石 川 県	9. 99%	<u>3. 51%</u>	6. 48%

福 井 県	9. 95%	3. 43%	6. 52%	福井県	9.88%	<u>3. 51%</u>	6. 37%
山 梨 県	9.81%	3. 43%	6. 38%	山 梨 県	9. 90%	3. 51%	6. 39%
長 野 県	9. 70%	3. 43%	6. 27%	長 野 県	9. 69%	3. 51%	6. 18%
岐 阜 県	9. 92%	3. 43%	6. 49%	岐 阜 県	9.86%	3. 51%	6. 35%
静岡県	9. 73%	3. 43%	6. 30%	静岡県	9. 75%	3. 51%	6. 24%
愛 知 県	9.88%	3. 43%	<u>6.45%</u>	愛 知 県	9. 90%	<u>3. 51%</u>	6. 39%
三 重 県	9.77%	3. 43%	<u>6. 34%</u>	三 重 県	9. 90%	<u>3. 51%</u>	6. 39%
滋賀県	9. 79%	3. 43%	6.36%	滋賀県	9.87%	<u>3. 51%</u>	6.36%
京都府	10.03%	3. 43%	<u>6.60%</u>	京 都 府	10.03%	3. 51%	6. 52%
大 阪 府	10.22%	3. 43%	<u>6.79%</u>	大 阪 府	10.19%	<u>3. 51%</u>	6. 68%
兵 庫 県	10.14%	3. 43%	<u>6.71%</u>	兵 庫 県	10.14%	3. 51%	6. 63%
奈 良 県	10.14%	3. 43%	<u>6.71%</u>	奈 良 県	10.07%	3. 51%	6. 56%
和歌山県	10.14%	3. 43%	<u>6.71%</u>	和歌山県	10.15%	<u>3. 51%</u>	6. 64%
鳥取県	9. 99%	3. 43%	<u>6. 56%</u>	鳥 取 県	10.00%	<u>3. 51%</u>	6. 49%
島根県	10.15%	3. 43%	6. 72%	島根県	10.13%	3. 51%	6. 62%
岡山県	10.17%	3. 43%	6. 74%	岡山県	10.22%	<u>3. 51%</u>	<u>6.71%</u>
広 島 県	10.01%	3. 43%	<u>6. 58%</u>	広 島 県	10.00%	<u>3. 51%</u>	6. 49%
山 口 県	10.20%	3. 43%	<u>6.77%</u>	山 口 県	10.21%	<u>3. 51%</u>	6. 70%
徳 島 県	10. 28%	3. 43%	6.85%	徳 島 県	10.30%	3. 51%	6. 79%
香川県	10.34%	3. 43%	6. 91%	香川県	10. 31%	3. 51%	6. 80%
愛 媛 県	10.07%	3. 43%	6. 64%	愛 媛 県	10.02%	3. 51%	6. 51%
高 知 県	10. 30%	3. 43%	6.87%	高 知 県	10. 21%	3. 51%	6. 70%

福岡県	10. 32%	3. 43%	6.89%
佐 賀 県	10.73%	3. 43%	7. 30%
長 崎 県	10. 22%	3. 43%	6. 79%
熊 本 県	10. 33%	3. 43%	6. 90%
大 分 県	10.17%	3. 43%	6. 74%
宮 崎 県	9. 91%	3. 43%	6. 48%
鹿児島県	10. 25%	3. 43%	6.82%
沖 縄 県	9. 97%	3. 43%	6. 54%

別表3(第40条関係)

介護保険料率
1. 79%

別表4 (第41条関係)

(1)介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

	- • - • • • • • • •		
標準賃金日 額の等級	日雇特例被保険者 に関する保険料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を使用する 事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円
第2級	670円	255円	<u>415円</u>
第3級	<u>880円</u>	335円	545円
第4級	1, 110円	425円	685円
第5級	1, 340円	<u>515円</u>	825円
第6級	1,650円	630円	1,020円

福岡県	10. 24%	3. 51%	<u>6.73%</u>
佐 賀 県	10.75%	3. 51%	7. 24%
長 崎 県	10. 24%	<u>3. 51%</u>	<u>6.73%</u>
熊 本 県	10. 18%	3. 51%	6. 67%
大 分 県	10. 21%	3. 51%	6. 70%
宮崎県	10.02%	3. 51%	<u>6. 51%</u>
鹿児島県	10.16%	3. 51%	6. 65%
沖 縄 県	9. 95%	<u>3. 51%</u>	6. 44%

別表3 (第40条関係)

介護保険料率
1. 73%

別表4(第41条関係)

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者

1日につき、その者の標準賃金日額の等級に応じ、次の表に掲げる額

標準賃金日 額の等級	日雇特例被保険者 に関する保険料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を使用する 事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円
第2級	660円	255円	<u>405円</u>
第3級	870円	335円	<u>535円</u>
第4級	1, 110円	425円	685円
第5級	1, 330円	510円	820円
第6級	1,650円	630円	1,020円

_			
-	٦		٠,
		L	
۰			

第7級	2, 040円	<u>780円</u>	1, 260円
第8級	2, 420円	925円	1, 495円
第9級	2,810円	1, 075円	1, 735円
第10級	3,270円	1, 250円	2,020円
第11級	3,810円	1, 455円	2, 355円

第7級	2, 030円	<u>775円</u>	1, 255円
第8級	2, 410円	920円	1, 490円
第9級	2,800円	1,070円	1, 730円
第10級	3,260円	1, 245円	2, 015円
第11級	3, 790円	1, 450円	2, 340円

別表5 (第52条及び第54条関係)

	一般保険料率	疾病保険料率	特定保険料率	基本保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	2.79%	6.81%	1.05%
疾病任意継続 被保険者	9.93%	9.60%	2.79%	6.81%	0.33%
後期高齢者医療 の被保険者等で ある被保険者	0.88%	-	-	-	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	_	_	_	0.33%

別表5(第52条及び第54条関係)

	一般保険料率	疾病保険料率	特定保険料率	基本保険料率	災害保健 福祉 保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	2.76%	6.84%	1.05%
疾病任意継続 被保険者	9.93%	9.60%	2.76%	6.84%	0.33%
後期高齢者医療 の被保険者等で ある被保険者	0.88%	_	_	_	0.88%
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	_	_	_	0.33%

別表6(第55条関係)

介護保険料率	
<u>1. 77%</u>	

別表6(第55条関係)

介護保険料率	
<u>1.61%</u>	

<u>附 則</u>

- 1 この変更は、令和2年3月1日から施行する。ただし、別表4(1)の 改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表2、別表3、別表5及別表6の規定は、令和2年3月以後 分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険 料額並びに健保法第3条第4項及び船保法第2条第2項の規定による被保 険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例 による。
- 3 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、令和 2年3月分から令和4年2月分まで(疾病任意継続被保険者にあっては、 令和2年4月分から令和4年3月分まで)の間、0.50%を控除するも のとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料 率」とあるのは、「疾病保険料率から0.50%を控除した率」と読み替え るものとする。